

加古川市耐震改修促進計画（改定版）の概要

【計画の概要】

■ 計画改定の背景

・「加古川市耐震改修促進計画（平成19年度から平成27年度）」を策定。



・東日本大震災（平成23年）

・「耐震改修促進法」及び「国の基本方針」が改正される。（平成25年）

一定規模以上の多数利用建築物等について耐震診断を義務化

国は、平成32年における耐震化率の目標を95%に設定

・「兵庫県耐震改修促進計画」が改定される。（平成28年3月）

計画期間は、平成28年度から平成37年度の10年間

県は、平成37年度における耐震化率の目標を97%に設定



・新たな目標を設定し、「加古川市耐震改修促進計画」を改定する。

■ 計画の位置付け

・建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項の規定により、「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき定める。

・「加古川市総合計画」及び「加古川市地域防災計画」との整合を図る。

■ 計画の対象、期間

・計画の対象は、昭和56年5月31日以前に建築された住宅・建築物とする。

・計画期間は、平成28年度から平成37年度の10年間

・平成32年度に進捗状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行う。

【住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策】

■ 基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化は、それぞれの所有者等が地震防災対策を自らの問題として主体的に取り組むことが基本であり、市は県と連携して、所有者等の取組を支援する観点から必要な施策を講じる。

■ 耐震化の促進を図るための支援策

○ 簡易耐震診断推進事業の推進

・住宅の簡易耐震診断を希望する所有者等に対し、無料で診断員を派遣し、耐震診断を実施する簡易耐震診断推進事業を継続していく。

○ 住宅耐震化促進事業の推進

・県が実施する「ひょうご住まいの耐震化促進事業」等の補助制度を活用し、耐震改修工事費等への補助を行い、民間住宅の耐震化を推進する。

○ 多数利用建築物の耐震診断・耐震改修の推進

・大規模多数利用建築物については、耐震改修工事費等への補助を行い、耐震化を促進する。

・中規模及び小規模多数利用建築物については、耐震診断の実施を啓発するとともに、耐震化費用に対する補助制度の創設を検討していく。

○ 住宅耐震改修工事利子補給事業の周知

・県が実施する「住宅耐震改修工事利子補給事業」について、市民への周知を図る。

■ 安心して耐震化を図るための環境整備

○ 相談体制の整備

・県及びひょうご住まいのサポートセンターと連携し、相談体制を充実させる。

○ 住宅改修業者登録制度の周知

○ バリアフリーリフォーム補助との連携

■ 耐震化に関する意識の啓発及び知識の普及

○ 「草の根意識啓発」の推進

・住まい手に確かに伝わる働きかけとして行う「草の根意識啓発」を推進し、耐震性のない住宅の所有者全てに対して啓発活動を行う。

○ 地域の団体等との連携

・町内会等の自主防災組織及びNPO等と連携し、出前講座やフォーラム等を通して、住宅の耐震化に関する啓発及び知識の普及に努める。

○ 関係団体との連携

・中古住宅の流通やリフォーム工事の契機に耐震化を図ることが有効と考えられるため、宅建業者団体や工事業者団体と連携した市民への啓発活動を検討していく。

【耐震化の現況と目標】

■ 住宅の耐震化の目標

○ 耐震化率の現況と目標

住宅	現況 (H25年度)		目標 (H37年度)
	耐震化率	耐震性なし	耐震化率
加古川市	81.1%	1.9万戸	97%
兵庫県全体	85.4%	34.6万戸	97%

※H25住宅・土地統計調査より推計

○ 意識啓発活動の目標

・耐震性のない住宅1.9万戸すべてに対して「草の根意識啓発」を行う。

■ 多数利用建築物の耐震化の目標

○ 耐震化率の現況と目標

多数利用 建築物	現況 (H27年度)	目標 (H37年度)
	加古川市	87.8%
兵庫県全体	86.6%	97%

※多数利用建築物

(用途) 学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等

(規模) 一部の用途を除き、3階以上かつ1,000㎡以上